

○火薬類取締法施行規則第三十一条の三の規定に基づく防爆壁の位置、構造、材質等の基準

(昭和三十五年二月十七日)

(通商産業省告示第七十六号)

改正 昭和四十九年一月二〇日経済産業省告示第四六四号

令和 六年 三月二九日同

第 四六号

火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）第三十一条の三の規定に基づき、
防爆壁の位置、構造、材質等の基準を次のように定める。

- 一 防爆壁は、その内面の壁脚から煙火火薬庫の外壁まで二メートル（爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場に設ける場合にあつては、当該爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場の外壁まで一メートル）以上の距離においてできるだけ接近して構築すること。
- 二 防爆壁は、鉄筋コンクリート造又は補強コンクリートブロック造とし、基礎を堅ろうにすること。
- 三 補強コンクリートブロック造の防爆壁は、日本産業規格A五四〇六（二〇一七）（建築用コンクリートブロック）で定める空洞ブロックを使用して構築すること。
- 四 防爆壁の高さは、煙火火薬庫、爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場の軒の高さ（爆発の危険のある日乾場に設ける場合にあつては、二・五メートル）以上とし、防爆壁の厚さは、鉄筋コンクリート造の場合にあつては十五センチメートル（煙火火薬庫以外に設ける場合にあつては、十センチメートル）以上、補強コンクリートブロック造の場合にあつては十九センチメートル（煙火火薬庫以外に設ける場合にあつては、十五センチメートル）以上とすること。
- 五 出入口には、その外側に更に防爆壁を設けることその他の火薬類の爆発の際直接の衝動波が外に出ないようにするための措置を講ずること。